

現 場 説 明 事 項

工事名：厩舎（岐南第3区画）新築工事

次の項目のうち、番号に○印がついたものを適用する。

① 火災保険の取り扱い

工事請負契約書第58条に基づき、工事目的物及び工事材料等を火災保険に付する場合の取り扱いは、下記によるものとする。

イ) 損害のてん補条件

下記の原因によって起こる損害を、てん補できる保険を付保するものとする。

(1) 火災、落雷、爆発又は破裂

(2) 台風、せん風、暴風、暴風雨の風災

なお、受注者自ら上記の保険に追保して付する特約等については、これを妨げるものではない。

ロ) 保険金額

原則として請負金額とする。

ハ) 保険の期間

保険の加入時期は、原則として工事着手のときとし、終期は工事完成後14日とする。

二) 保険契約の変更

保険契約締結後に請負金額の変更又は、工期延長等があった場合には、相応の保険契約の変更をしなければならない。

ホ) 保険証券の写しの提出

受注者は保険契約を締結し又は、更新した場合において保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。

ヘ) 協議

この取り扱いによりがたい事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。

② 法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。また、受注者は保険契約を締結した場合において保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。

③ 施工管理方法

工事の施工に当たっては、（一社）公共建築協会発行「建築・電気設備・機械設備・工事施工チェックシート」に基づき施工管理をするように努めること。

④ 積算数量の公開

本工事は、数量公開の対象工事であり、使用する資材等の数量を参考数量として公開することとしているが、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照すること。

⑤ 配置技術者

受注者は、一般競争入札で契約した工事については、契約前に提出した技術資料で予定した配置技術

者（主任技術者又は監理技術者）を配置しなければならない。なお、配置技術者が病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限り配置技術者を変更できるものとする。

6 監督員事務所

監督員事務所の備品等は、標準仕様書又は改修工事標準仕様書によるほか下記による。（監督員事務所は建築工事で設置する。）

- イ) 机・椅子・ゴム長靴・雨がっぽ・保安帽・更衣室ロッカー (監督員の指示による)
- ロ) 書棚・白板・掛け時計・寒暖計・懐中電灯・受注者加入電話の子機・消火器・冷暖房機器・鏡 (各1ヶ)

⑦ 監理用図面

監理用図面を作成する。（A2二つ折り製本1部、縮小A3二つ折り製本1部）

⑧ 建設 CALS

イ) 本工事の施工中の情報交換は、工事情報共有システム（A S P）または電子メールを利用する。従来、紙により指示・承諾・協議・報告・提出を行っていた書類については、電子化によって捺印の効力を失うものや、紙の添付書類等のデータ化のため作業効率が著しく低下するものについては、監督員と協議し、紙書類で処理するものとする。

ロ) 本工事では、工事関係資料及び工事写真について電子納品の対象とする。工事関係資料とは、施工計画書、工程表、打合せ簿、機材関係資料、施工関係資料、検査関係資料、発生材関係資料、完成図、保全に関する資料等を指すが、具体的な対象資料については、別途提示する「営繕工事等における電子納品項目」に基づき、監督員と着工時に協議すること。その他、具体的な電子納品の実施に当たっては、「営繕工事電子納品要領」に従う。

ハ) 署名または捺印が必要な書類の電子納品については、監督員と協議し、電子化によって捺印の効力を失うものや、作業効率が著しく低下するものについては、紙書類のままで提出するものとする。

ニ) 本工事では、設計図C A Dデータの貸与を行うが、著作権は、A i 設計室有限会社に属するため、当該工事における施工図または完成図の作成以外の使用を禁ずる。

ホ) 電子成果品としては、「岐阜県電子納品要領」及び「岐阜県電子納品運用ガイドライン」による。

⑨ 交通整理員

工事車両の出入りに伴う安全確保のため、交通整理員を配置する。

期間：大型重機・車両の通行時、主要資材の搬入搬出が頻繁に行われる時、その他必要と認められる時

10 建設残土の処分地

土工事残土の処分地は、下記による。

「処分場名、場所：」

11 発生材の処分地

発生材の処分地は、下記による。

- ・アスファルトコンクリート塊 「」
- ・セメントコンクリート塊 「」
- ・建設発生木材 「」

② 建設リサイクル

本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事、又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事（以下「対象建設工事」という。）であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずること。

③ 分別解体等の方法

イ) 本工事における分別解体等の方法は、下記の表によること。

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
①造成等	造成等の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④屋根	屋根の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

ロ) 受注者は、岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱第 6 の規定に基づき、施工に先立つて施工計画書に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を含めて提出し、監督員の承諾を得ること。

また、營繕工事完了後、実施状況を把握するとともに、速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、再資源化報告書に添付して監督員に提出すること。

ハ) 受注者は、分別解体・再資源化等が完了したときは、以下の事項を書面（再資源化等報告書）に記載し、監督員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

④ 管理技術者等

受注者は、監督員から発注者が建築設計事務所等に工事監理業務を委託した管理技術者等の配置が通知された場合には、次の各号によらなければならない。

イ) 管理技術者等が監督員に代わり現場で立会い等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類（工事関係図書、施工図等）の提出に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。ただし、管理技術者等は、工事請負契約書第 9 条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は、有しないものである。

ロ) 監督員から受注者に対する指示又は通知等を、管理技術者等を通じて行うことがあるので、この際

は、監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。

ハ) 監督員の指示により、受注者が監督員に対して報告又は通知は管理技術者等を通じて行うことができるものとする。

⑯ 完成写真

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたっては、以下の事項を条件とする。

イ) 完成写真は、岐阜県地方競馬組合（以下、組合という）が行う事務並びに組合及び組合が認めた公的な機関の広報に、無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

ロ) 以下の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ工事発注者の承諾を得た場合は、このかぎりではない。

- ・完成写真を公表すること。
- ・完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

⑰ 施工体制台帳に係る書類

受注者は、下請負金額にかかわらず、下記事項を記載した施工体制台帳に係る書類及び施工体系図を作成し、工事現場に備えると共に、監督員に提出するものとする。また、施工体制に変更が生じた場合には、その都度作成し、提出するものとする。

イ) 建設業法第 24 条の 7 第 1 項及び建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項

ロ) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

ハ) 一次下請負人となる警備会社の商号、現場責任者名、工期

⑯ 完成後の点検

工事請負契約約款第 32 条第 5 項の規定による引き渡しを受けた日から概ね 1 年を経過するときに約款第 45 条の規定による契約不適合の有無及び設計図書に定める機能・性能が発揮されているかの確認・調査を発注者及び設計者等と協働のうえに行うものとする。なお、原則として確認及び調査に要する費用は、受注者が負担するものとする。

⑰ 年度毎の支払限度額割合

本工事については、組合予算において下記のような年度毎の事業執行計画であることに留意して、作業工程及び材料調達等の計画を行うこと。

- ・令和 7 年度（ 0 %） 令和 8 年度（ 40 %） 令和 9 年度（ 60 %）

⑲ 工事請負契約の適用除外

本工事の請負契約の効力は、別途発注となる下記工事の請負契約について組合議会の議決を経た時から生ずるものとし、契約締結の時から当該工事請負契約の締結について組合議会の議決を経るまでの期間にこの契約に関して生じた損害については、発注者はその責任を負わないものとする。

- ・仕様書番号 第 号 工事

⑳ 主任技術者の専任について

一般競争入札により発注となる本工事においては、工事請負代金の額が 1,000 万円以上の場合は配置

される主任技術者は本工事の現場に専任すること。

㉑ 工事期間中の施設利用について

本施設は工事施工中も使用するため、施設管理者と十分調整の上、安全には十分配慮すること。

㉒ 他工事との調整について

本工事は隣接地における別途発注工事と同時期に施工を行うため、お互いに連絡・協議・調整を十分に行い、安全かつ円滑な工事の進行に努めること。

㉓ ワンデーレスponsについて

イ) 本工事はワンデーレスpons実施対象工事とする。

(「ワンデーレスpons」とは受注者からの質問及び協議への回答を、原則「その日のうち」に回答する仕組みである。)

ロ) 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は適宜監督員に報告するものとする。

ハ) 実施にあたっては、「ワンデーレスpons実施要領」（農計第 531 号、林第 815 号、技第 584 号平成 23 年 3 月 31 日通知）に基づき実施するものとする。

㉔ 周辺施設に対する騒音・振動に十分配慮して施工すること。

㉕ 設計図書における標準仕様書等の採用年版は下記に読み替えて適用する。

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和 4 年版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和 4 年版）
- ・建築物解体工事共通仕様書（令和 4 年版）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和 4 年版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和 4 年版）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和 4 年版）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 4 年版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 4 年版）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和 4 年版）

㉖ 現場見学等に関する協力

工事現場の見学希望があった場合には、受注者は協力すること。

㉗ 行政情報流出防止対策

行政情報流出防止対策は別紙の通りとすること。

㉘ 都市計画法手続きについて

当該工事は都市計画法第 43 条第 3 項に係る建築物の新築協議を行ったうえで実施するものであり、施工にあたっては協議に係る外構工事を先行すること。

行政情報流出防止対策

- 1 受注者は、本工事の履行に関する全ての行政情報（個人情報を含む）について適切な流出防止対策をとるものとする。
- 2 受注者は、本工事で行政情報を取り扱う場合には、行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本工事の履行に関して取り扱う行政情報を本工事の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

受注者は、受注者の社員等に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本工事の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本工事の実施完了後または本工事の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。

(行政情報の管理体制の確保)

受注者は、行政情報を適正に管理する体制を確保しなければならない。

(行政情報の電子的な取り扱い)

受注者は、本工事の実施に際し、行政情報の電子的な取り扱いをしてはならない。

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本工事の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
 - 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。